

「神戸で働こう！おためし職場体験・見学プログラム」への参加企業の募集について【応募要領】

企業での短期間の職場体験や見学を通してミスマッチのない人材確保を支援するプログラム「神戸で働こう！おためし職場体験・見学プログラム」への参加企業を次のとおり募集します。

1. 本プログラムについて

- (1) 概要：参加企業の求人情報及び職場体験・見学内容をホームページに掲載し、求職者に紹介します。応募があった求職者に対し、企業での短期間の職場体験や見学を実施いただき、業務や社内環境への適性を確認した上で採用の可否を判断することができます。
- (2) 対象企業：神戸市内に事業所の所在地があり、当該事業所での正規雇用を前提としている企業
- (3) 参加対象者：神戸市内での就業希望者（学生を除く）
- (4) 実施内容：職場環境や募集する職種の理解を深めることができるカリキュラム
(事業・業務内容の説明や職場見学、業務体験、求職者と現役社員との交流会等)
- (5) 実施場所：採用後の就業場所となる神戸市内の事業所
- (6) 実施日数：1日以上3日以下/1日あたり2時間以上6時間未満
- (7) 実施期間：2023年3月31日まで随時
- (8) 実施の流れ：
 - ① 各社より申込
 - ② 求人情報と職場体験・見学内容の登録（各社でカリキュラムを作成いただきます）
 - ③ 求職者の募集（運営事務局が参加希望者の募集、応募受付を実施し、応募があればご紹介の上、職場見学・体験の日程調整を行います。）
 - ③ 職場体験・見学（新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、手洗い、うがい、消毒等、感染予防をした上での実施をお願いします。）
 - ④ 選考（職場体験・見学後、求職者の希望があれば選考に移ります。選考手続き、採否等の連絡は企業と求職者で直接行っていただきます。）
- (9) 採用に際して：
 - ① 本プログラムを通じて神戸市内在住の就職氷河期世代（1970年4月2日～1986年4月1日生まれ）の方を正規雇用として採用した場合、入社後の研修費用の一部として10万円を支給いたします。
 - ② 求職者の同意があれば、職場体験・見学終了後に1か月以内の短期雇用契約を締結いただいても構いません。（求職者への意向確認・契約手続き等は企業と求職者で直接行っていただきます。）この場合、短期雇用契約の終了日まで、運営事務局へ正規雇用の可否をご報告ください。

※新型コロナウイルス感染症に係る今後の情勢等により、実施内容を変更または中止する場合があります。

2. 申込方法

- (1) 募集期間：2023年2月末まで随時（予定）
- (2) 本プログラムへの参加費：無料
- (3) 募集企業数：上限なし
- (4) 申込要件：申込日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。
 - ① 事業所の所在地が神戸市内にあり、当該事業所で正社員を前提として採用する計画があること。
 - ② 市税の未納・未申告がないこと。
 - ③ 過去1年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
 - ④ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。
 - ⑤ 当事業の事業効果を報告いただけること。（選考状況・採用可否・アンケートへの回答等）
- (5) 申込方法：下記WEBサイトより、お申込ください。

「神戸で働こう！おためし職場体験・見学プログラム」への参加企業の募集について【応募要領】

<https://sites.google.com/view/kobe-otameshi/program/comapany>

3. 参加企業の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、参加の決定を取り消します。

- (1) 申込内容に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- (2) 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- (3) 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- (4) 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- (5) 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- (7) 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- (8) 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- (9) 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- (10) 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- (11) 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

4. 免責事項

次のいずれかの事由において、参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに運営事業者は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- (1) 参加企業の決定の取消しとなった場合
- (2) 当事業の実施内容を変更又は中止する場合

5. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

6. 運営事業者・問合せ先

神戸市「転職・再就職等支援事業」運営事務局（株式会社学情）

電話番号：06-6346-6303 Eメールアドレス：kobecity-tensyoku@gakujo.ne.jp